



12月議会での一般質問



1 市民の健康を守るために PFAS汚染の原因究明と対策を

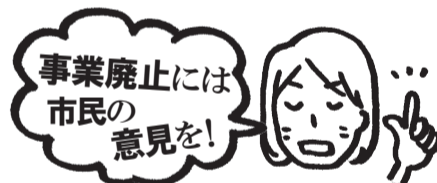
WHOの国際がん研究機関は、昨年11月末にPFASの一種であるPFOAをヒトに対して発がん性があると評価しました。小平市の小川給水所では、停止していた井戸水の取水を昨年11月から再開しており不安が募ります。

一般質問では、市が国民健康保険加入者を対象に毎年実施している特定健康審査の検査項目に PFOS、PFOA等の血中濃度を加えられないか質問しましたが、生活習慣病の予防を基本目的とする特定健康診査の項目にはふさわしくないとの答弁でした。

昨年2月時点で市内に109基ある震災対策用井戸の水質検査にPFASを加えることができないかも聞きましたが、予定はないとの答弁でした。調布市は、昨年9月、民間所有の防災協力井戸で希望に応じてPFASの検査をすると決め、実施しています。小平市でも同様に実施するよう求めました。

米軍横田基地で使用したPFASを含む泡消火剤が地下水汚染の原因と疑われています。防衛省は横田基地への立ち入り調査について、関係自治体から要請があれば米側に働きかけるとの見解です。横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が昨年7月、基地内のPFAS漏出の地下水への影響を調査するよう国に求めましたが、明確に立ち入り調査は求めています。小平市も他市と連携するなどして立ち入り調査を積極的に求めるべきです。

2 災害救助事業の廃止の見直しを求める



小平市は、2021年6月に第1期小平市経営方針推進プログラムを公表し、その一つとして事業の精査と見直しを掲げました。見直しの結果廃止されることになった7事業の一つが火災等の災害の際に市が見舞金、弔慰金を支給する災害救助事業です。全焼・全壊の世帯に5万円以内、半焼・半壊の世帯に3万円以内、死亡1人につき5万円以内を支給していましたが、今年度から廃止されました。社会福祉協議会が実施していた同趣旨の災害援助見舞金も、市の見舞金廃止で情報が得られなくなったとのことで、今年度から廃止されました。災害見舞金は多摩26市のうち22市で実施されている事業です。事業の復活はできないのか質問しました。

手続きを経て廃止したもので復活はできない、小平市第1期経営方針推進プログラム策定時に市民意見を公募したとの答弁でしたが、具体的にどの事業を廃止するかについては、小平市経営方針推進委員会の公募市民3名の意見が反映されたのみです。市民生活に重大な影響を及ぼす施策の改廃については、たとえば千葉県館山市の市民判定人方式のように、市民に参加の機会を保障するべきです。

事業の精査と見直しでは、これ以外にも、子どもの権利条約普及推進事業や青少年音楽祭事業も廃止され、議会で問題になりました。「事業の精査と見直し」の見直しが必要です。

かずえの日記



11/10 研修・交流会
「子ども基本法と朝鮮学校・外国人学校の課題」

2010年から停止されている朝鮮学校への都の補助金の復活を求めるアピールなどがありました。

11/19 女性のついで講演会
「男女共同参画センターの役割とは」

埼玉大学ダイバーシティ推進センターの瀬山紀子さんから、ジェンダーの課題を解決するための支援や啓発の必要性を学びました。

12/2 第10回
みんなの音楽祭 in 小平

ジャンル、世代、障がいの有無などにとらわれず、みんなで楽しむ「ボーダレス」な音楽祭。歌やピアノの演奏を楽しみました♪

12/9 年末年始
炊き出し&困りごと相談会

府中緊急派遣村が府中公園にて開催。フードバンクが提供する食料や、リサイクルの衣料品、温かい炊き出しに多くの人が一息つきました。

12月議会で採決された請願

12月議会では、市民から出された3つの請願がすべて可決されました。市民の意見を施政に活かす請願を積極的に活用しましょう。

(1) 多文化共生を推進するプランの策定を求める

請願代表者は、小平市国際交流協会（KIFA）などで外国籍の方のためのボランティア活動に取り組んできました。

総務省は2006年から多文化共生推進プランの策定を自治体に求め、多摩26市のなかでも東村山市など4市が策定済みですが、小平市には独立したプランがありません。請願者は、小平市での外国籍住民への支援をもっと進めるために包括的なプランの策定とプランを実行するための協議会の設置を求めました。多文化共生は市として当然取り組むべき課題です。賛成多数で可決されたことをきっかけに、市が実効性のあるプランを策定することを求めます。

(2) 都市農地を守るために相続税負担の軽減等を求める

都市農地を守るための国への意見書の提出と、市としてできる取り組みの検討を求める請願です。請願代表者は市民として農地が年々減ることに危機感を感じてきました。

市内には、2020年時点で161.5haの生産緑地がありますが、ここ30年ほどで約32%減少しています。主な原因は、代替わりするときの相続税の負担が大きく、農地を売らざるを得なくなることです。生産緑地自体は納税猶予の対象となりますが、収穫物の集出荷施設や農機具倉庫、直売所、屋敷林等には相続税がかかります。

そこで請願では、都市農家に対する相続税の負担軽減のため、納税猶予措置適用の拡大の検討を求める意見書を国に提出すること、および市としても都の生産緑地買取・活用支援事業等を活用して農地を守る取り組みをすることを求めました。全会一致で可決され、12月議会で国への意見書も可決、提出されました。

(3) 小平市における重度障害者の就労・修学支援の実施を求める

請願代表者は、医師として就業後に難病を患い、24時間介護が必要となりました。重度訪問介護は、経済活動に係る外出や、修学を含め通年かつ長期にわたる外出については利用できません。

請願者のように重度障害があっても就労や修学を望む声があり、国は2018年度から重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業、2020年度から重度障害者等就労支援特別事業を始めました。しかし、小平市ではそれらを利用するための制度ができていません。

請願代表者はストレッチャーで委員会審査に臨み、2025年度から修学・就労予定であると述べ、請願は全会一致で可決されました。